

受理官庁 S Y	国立貿易消費者保護省 工業所有権保護局 (シリア・アラブ共和国)	附属書 C S Y
-------------	--	--------------

右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	シリア・アラブ共和国
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語、英語、フランス語 ¹
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	上述した言語と同じ ²
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語、英語、フランス語
紙形式について受理官庁が要求する部数	3
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{3, 4}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める ⁵ 。
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁 ⁶ 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 受理官庁はPCT規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2022年4月28日付公示（PCT公報）103頁以降参照。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

S Y

国立貿易消費者保護省
 工商業所有権保護局
 (シリア・アラブ共和国) (続き)

S Y

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：シリア・ポンド (SYP) 及び米国・ドル (USD)		
送付手数料	SYP	5,000	
国際出願手数料 ⁷	USD	1,437	(1,346) ⁸ (1,435) ⁹
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	USD	16	(15) ⁸ (16) ⁹
減額 (手数料表第4項に基づく) :			
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD	216	(202) ⁸ (216) ⁹
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD	324	(304) ⁸ (324) ⁹
調査手数料	附属書D (AT), (EG), (EP) 又は (RU) 参照		
優先権書類の手数料	SYP	3,000	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	情報は現在準備中		
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がシリア・アラブ共和国に居住している場合 要, 出願人がシリア・アラブ共和国の非居住者である場合		
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている特許代理人若しくは弁理士, 又はシリア・アラブ共和国で登録されている代理人若しくは弁護士		

7 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

8 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

9 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。